

野農委公告第2号

野田市農地利用最適化推進委員を公募するので、野田市農地
利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱第3条に基づき、別紙
のとおり公告する。

令和5年9月15日

野田市農業委員会 会長 齊藤 和夫

別紙

野田市農地利用最適化推進委員募集要項

この募集は、野田市農地利用最適化推進委員の欠員を補充するため募集するものです。

1 募集人数 1人

推進委員の担当区域及び募集人数は以下のとおりとする。

担当区域	区 域	募集人数
第2区域	目吹、金杉、鶴奉、柳沢新田、宮崎新田、横内、中根新田、大殿井、山崎、今上、桜台、花井新田、堤根新田、山崎貝塚町、山崎梅の台、花井一丁目、みずき一丁目、みずき二丁目、みずき三丁目、みずき四丁目、桜木、山崎新町、下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾、大青田飛地	1人

注 いわゆる飛地等については、その区域を囲む区域に属するものとみなす。

2 任期

委嘱をされた日（令和5年12月以降）から令和8年7月19日まで

3 身分

野田市の非常勤特別職の職員

4 職務内容

農地利用の最適化に関する業務（担当区域内で活動及び総会等への出席）

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化、農地のあっせん
- ② 遊休農地の発生防止と解消に向けた現場活動
- ③ 新規就農の促進
- ④ 地域計画の策定 など

活動日数は月13日以上を予定しています。

5 報酬

月額55,000円

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者

ただし、次のいずれかに該当する方は、農地利用最適化推進委員になることができません。

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※農地利用最適化推進委員と農業委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

7 推薦及び応募に係る手続き

下記(1)の指定様式に必要な事項を記入し、(2)の添付書類を添えて、持参又は郵送により、野田市農業委員会事務局(市役所7階)までご提出ください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却できませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

○個人が推薦する場合

別記第1号様式 農地利用最適化推進委員候補者の推薦書(個人用)

○法人又は団体が推薦する場合

第2号様式 農地利用最適化推進委員候補者の推薦書(法人・団体用)

○本人が応募する場合

第3号様式 農地利用最適化推進委員の募集に対する応募書

※個人及び団体から推薦をする場合は、それぞれ推薦書を提出してください。

(2) 添付書類

○被推薦者(推薦を受ける者)又は応募者(応募する者)の住所が野田市外の場合は、住民票(発行後3か月以内のものであって、本籍地が記載されたものに限る)

○同意書

同意書(推薦書添付用)

同意書(応募書添付用)

(3) 推薦及び応募様式(用紙)の入手方法

次の窓口に備えてあります。また、野田市ホームページからもダウンロードできます。

〈窓 口〉 ・野田市農業委員会事務局
 (野田市鶴奉7-1 野田市役所7階)
 ・野田市関宿支所(配布のみとなります)
 (野田市東宝珠花237-1 いちいのホール1階)
〈野田市ホームページ〉 <http://www.city.noda.chiba.jp/>

(4) 提出先及び問い合わせ先
〒278-8550
野田市鶴奉7-1
野田市農業委員会事務局
電話04-7123-2128 (直通)

8 受付期間

令和5年9月15日(金)から令和5年10月16日(月)まで
○窓口を持参される場合は、上記期間内の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに農業委員会事務局に提出してください。
○郵送による場合は、10月16日(月)必着。(消印有効ではありません)

9 選考方法

提出された書類をもとに、野田市農業委員会運営委員会において選考を行い、農業委員会総会の承認を得て決定します。

※なお、必要に応じて、面接等をさせていただく場合があります。

※選考は、担当区域の農地の耕作状況や所有状況に精通し、区域において職務を適切に行うことができること等を考慮して行います。

なお、選考結果については、書面にて12月上旬までに本人宛に通知します。

10 推薦及び応募状況の公表

法令の規定により、推薦用紙及び応募用紙に記載された事項は、住所及び電話番号を除き、募集期間中(中間)及び募集期間終了後にホームページで公表します。